

第 120 回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成 29 年 1 月 30 日（月） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 55 分
開催場所	八王子市役所 本庁舎 3 階 特別会議室
出席者氏名 （審議会）	橋本基弘会長、水野義嗣副会長、岡島政吉委員、加藤隆之委員、上條弘次委員、近藤わかな委員、竹原佳津枝委員、土門洋介委員、福田一訓委員、宮内宏委員、山本法史委員
出席者氏名 （事務局）	山本信男総務課課長、高山公男同課主査、野間口寛同課主任、西本竜敏同課主事、高杉尚代同課主事
欠席者氏名	池水大委員、鬼島秀敏委員、村上康二郎委員
議 題	(1) 審議事項 ア 会長及び副会長について イ 着席位置について (2) 報告事項 ア 平成 27 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について イ 委託業務に係る個人情報の提供状況について ウ 答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について エ 個人情報を取り扱う事務の届出について オ 公文書公開請求に対する存否応答拒否について カ 個人情報保護法の改正に伴う行政機関個人情報保護法の改正・動向について (3) その他
公開・非公開の別	公開。ただし、(1) のア (2) のイ、オは非公開
傍聴者の数	なし
配布資料	1 第 120 回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議会委員名簿 3 報告事項アの資料 4 報告事項イの資料 5 報告事項ウの資料

	6 報告事項エの資料
	7 報告事項オの資料
	8 報告事項カの資料

【山本課長】 おはようございます。定刻前ですが、本日出席される方は皆さんおそろいですので、ただいまから、第120回「八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会」を開催いたします。

本審議会の事務局を務めております、総務課長の山本でございます。

初めに、総務部長より御挨拶を申し上げます。

【山崎部長】 皆様、おはようございます。ただいま紹介いただきました、総務部長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は月末、そして月曜日の午前中ということで、大変お忙しい時間にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の審議会は、委員の方が新しくなりまして初めての審議会だと思いますが、今回、14名いる委員さんのうち8名の方が新たに就任いただいたということでございます。ぜひ、学識経験者の方には専門知識の中で、また、市民委員の皆様には、まさしく市民の視点ということで御議論いただければと思っているところでございます。活発な意見交換が行われることで、本審議会の価値も高まっていくものだと思います。任期につきましては、平成30年6月30日までということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

現在、情報公開に関しましては、市民から市政情報の積極的な公開ということが求められておりますし、また、行政としても、市民の皆様には、必要な情報を積極的に公開していこうという考えもあります。現在、市のホームページでは、オープンデータというようなことで、統計ですとか人口ですとかまちづくり、それから子育てといった、さまざまな情報を掲載しておりまして、市民の方に情報を提供しているところではありますけれども、また、今後も要望は高まってくるのだらうと思っております。

また、個人情報につきましても、皆さん御承知のとおり、マイナンバー制度の導入、これから本格稼働ということもありますし、また、防犯カメラの設置といった身近なところでも非常に関心が高まっていると考えております。

これらのことから、本審議会の審議案件についても多様化し、また、難しくなってくる部分もあらうかと思っているところでございます。今後も委員の皆様の意見を踏まえなが

ら、市の責務として情報公開の推進、個人情報の適切な保護に努めていきたいと考えておりますので、御多忙とは思いますが、引き続き御協力いただければと思います。

簡単ではございますが、これをもちまして御挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【山本課長】 申し訳ありませんが、総務部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

【山崎部長】 失礼します。よろしくお願いいたします。

〔総務部長退席〕

【山本課長】 机上に辞令書をあらかじめ配付させていただきました。これをもって委嘱とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間を任期として、本審議会の委員に御就任いただきました。本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して貴重な御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

机上に、本日の審議会の資料を配付させていただいておりますが、各資料の詳細につきましては、後ほど事務局から御説明をさせていただきます。

それでは、お手数ですが、お手元にあります八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿と書かれたものを御覧ください。

今期の本審議会の委員の皆様を御紹介させていただく名簿となります。各委員の選出区分、氏名、御職業や推薦団体等を記載したものととなりますので、記載内容につきまして御確認をいただきたいと思います。

また、大変申し訳ありませんが、修正等がございましたら、本日の審議会終了後に事務局までお声がけいただきますようお願いいたします。

また、名簿につきましては、現在、八王子市のホームページで掲載しておりますが、この後、選出されます会長、副会長を備考欄に追加記載した形に更新をさせていただきますので、御承知のほどお願いいたします。

また、皆様が審議会の委員であるということにつきまして、附属機関に係る事務を所掌します行財政改革部行革推進課に名簿を提出し、本市の他の審議会委員の重複就任等の確認に使わせていただくことにもなりますので、あわせて御承知をお願いします。

もう一点、守秘義務について御説明をさせていただきます。本審議会について規定しております八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第7条では、「審議会の委員は職

務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」と、このように規定しております。同審議会条例には罰則等はございませんが、委員の在任期間だけでなく、委員を退任された後におきましても守秘義務が課せられておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本審議会において扱われた個人に関する情報につきましては、八王子市個人情報保護条例の罰則を適用します。第56条から第61条に規定しておりますので、繰り返しとなりますが、委員には守秘義務が課されているということを承知していただきたいと思います。

続きまして、本審議会の議事録について事務局から説明します。

【高山主査】 総務課主査の高山です。よろしくお願いいたします。

本審議会での会議録について御説明をさせていただきます。審議会の会議録は事務局が作成いたします。審議会の会議録は要点筆記によるものではなく、発言を全て筆記したのになります。審議会における皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データをもとに審議会の会議録を作成しております。

会議録は公開を行う前、各委員に御発言の内容について確認をお願いし、また、あらかじめ指名が行われます会議録署名員の方に御署名をいただきます。この署名をいただきました会議録を確定といたしまして、公開いたします。

市のホームページにも会議録を公開いたします。ホームページに掲載する会議録につきましては、会長、副会長以外の委員の方のお名前は伏せ字にて公開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【山本課長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日が今期の委員就任後初めての審議会でございます。現在、会長と副会長が空席となっておりますので、私が座長という形で議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、池水委員、鬼島委員、村上委員の3名から欠席の連絡が入っております。現在、11名の委員が出席されており、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しております。

審議会は特定の個人情報などを審議の対象とする場合を除き、公開とすることになっておりますが、本日の案件のうち、審議事項ア「会長及び副会長について」、報告事項イ「委

託業務に係る個人情報の提供状況について」、報告事項オ「公文書公開請求に対する存否応答拒否について」の3件につきましては、附属機関及び懇談会等に関する指針の非公開条項に該当することになりますので、非公開とさせていただきたいと思います。それ以外の案件は公開することになりますので、申請が出てまいりました場合には、これまでの例に倣って傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【山本課長】 審議に先立ちまして、会議録署名員の指名をいたします。

会議録署名員は名簿順としておりますので、本日は竹原委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

審議事項アの、「会長及び副会長の選任について」は、八王子市情報公開条例第8条第5号により非公開

【橋本会長】 次に、着席の位置であります。従来、会長と副会長を除いて五十音順としてまいりましたが、同様でよろしいでしょうか。

事務局、各委員の着席順ということでありますが、いかがいたしましょうか。

【高山主査】 もしも御審議を進める上で支障がないようであれば、本日は、このままの席順で進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、今回は改選後、初めての審議会ということでありますので、新任の委員の方もいらっしゃるということで、お一方、お一方、自己紹介をお願い申し上げたいと思います。

私と水野副会長は先ほど御挨拶をいたしましたので、〇〇委員からお願いできますか。

【〇〇委員】 〇〇と申します。元小学校長という立場で、教育関係、学校関係等の案件等には積極的に発言していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 亜細亜大学の〇〇と申します。専門は憲法です。もともと大学の研究者

を目指して、そういう道をずっと進んでいたのですけれども、途中、1年8か月間だけ、一回、内閣府と消費者庁の個人情報保護推進室で勤めさせていただきました。当時、私がやった仕事というのは、ほとんど国際的な問題に対する対応ということで、個人データなどは、当然、国境を越えて移転しますので、特に欧州関係と日本との折衝のようなことをやっておりました。微力ですけれども、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 弁護士の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。私自身は生まれも育ちも八王子でございまして、現在も八王子在住でございます。ですから、身近な立場でいろいろお話をさせていただければと考えております。私自身はもともと公設事務所といたしまして、弁護士会が公益的な活動をするため設立した事務所に所属しておりまして、池袋で4年、その後、立川で8年ほどやりまして、昨年5月から八王子で事務所を構えて、生活も仕事も全て八王子ということで、今、活動させていただいております。市民の目線も含めてお話をさせていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 弁護士の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。私も八王子市内の弁護士事務所に就職して、本年で11年目になります。昨年、おとしぐらいからこういった行政機関の男女共同参画委員ですとか、そういったことを経験させていただくようになりまして、今回も初めての経験ではあるのですけれども、勉強しながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 市民委員の〇〇と申します。今、NP0で精神障害者の方たちの自立支援のための施設で働いています。難しいことは分からないのですが、個人情報ということで職場でも、一人ひとりの精神疾患に関しての情報がとても難しく、秘密だ、秘密じゃないとかということが余りにも多いので、この審議会に興味を持って、本格的に個人情報とは何なのだろうというところから学ばせていただければと思って参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 市民委員の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私はふだん、専修大学に勤務しておりまして、職務上、個人情報保護委員会の事務局を、総務課の職員の方と同じようなことをやらせていただいております。今回は上司の職命で、仕事半分、それから八王子市民として市民目線半分で勉強させていただきたいと思います。どうぞ、2年間よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。私は八王子市の町会自治会連合会という団体の一人として参加をさせていただいております。今は、自分の生まれ育った元八王子地区の連合町

会長ということで、年は74歳になりました。勤めは少し遠くまで行きましたけれども、一度も八王子から外へ出ておりません。そんなことで市民代表としてできることを頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 弁護士の〇〇と申します。私は弁護士をやっているのですが、昔はNECの研究所で情報セキュリティの研究をやっていたり、いろいろありまして、今は弁護士になっています。そういった事情もありまして、技術の方もそれなりには明るいということで、審議会の委員を受けさせていただいております。ちなみにマイナンバー法に関しましては、サブワーキンググループの委員等も少しだけ務めていたので、知っていることも少しはあるのですが、知らないこともまだまだ多いので、これからまた勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。よろしくお願いいたします。八王子商工会議所で議員を拝命しておりまして、会頭より、マイナンバー導入に関して八王子の商工事業者が適正に導入できるようにということで、この2年ぐらい、いろいろと、商工会議所としての活動で、マイナンバーの講演をし、中小企業の導入の支援ですか、そんなことをしていたら、会頭から推薦したから行ってこいということで、やらせていただいています。職業は社会保険労務士という仕事をしておりまして、主に経営者側で労働事件を扱っております。また、個人情報もうちは膨大にありまして、プライバシーマークもっておりますので、そんな形でやっています。また、生まれも育ちも八王子で、第五小学校のPTAの会長をやらせていただいています。この市役所も五小の学区域でございますので、地元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして事務局の方々の御紹介をお願いできますでしょうか。

【山本課長】 では、事務局の紹介をいたします。

主査の高山です。

主任の野間口です。

主事の西本です。

主事の高杉です。

課長が言うのも変ですが、かなりねちっこく一生懸命仕事をする職員ですので、よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、案件もたくさんございますので、要領よく進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、早速、報告事項ア「平成27年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」です。まず、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【高杉主事】 報告事項アの説明をいたします。

説明に先立ちまして、報告事項におきます配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料で、次第が表についているダブルクリップで左上をとめてある資料ですが、議題（２）の報告事項ア～カが、それぞれ資料の青インデックスのア～カに当たるものでございます。また、参考といたしまして、先ほど総務課長からの説明にも条例の説明がございましたが、八王子市情報公開条例、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の３条例と、過去、審議会から市長宛にいただきました意見書の写し、A4両面のものですが、これを別に配付しております。

報告事項の中には、お配りしております条例を根拠とし、審議会に報告を要する案件が幾つかございます。その都度、根拠条例の条項をお伝えいたしますので、御覧いただけると内容が把握できると思います。

以上が本日お配りしております資料となりますが、資料の確認はよろしいでしょうか。

なお、先ほど、総務課長から御説明いたしましたとおり、本日の報告事項につきましては、一部非公開の案件がございます。このため、お配りさせていただきました資料は審議会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項ア「平成27年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」を報告いたします。資料の青インデックスのアを御覧ください。八王子市情報公開条例第28条及び八王子市個人情報保護条例第53条の規定では、情報公開・個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表することを規定しています。本件は、この公表の内容について報告させていただくものです。

報告資料アの１枚目を御覧ください。

平成27年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施及び運用状況となっております。１つ目の項目、情報公開制度は公文書の公開件数に関する表でございます。情報公開請求でございますが、市が保有しております文書及びデータ等、いわゆる公文書につきまして、市民などからの公文書を見せてほしいという請求に基づきまして、公文書を公開する制度

でございます。また、情報公開の請求は、原則としてどなたでも請求することができ、公開決定はどの請求者に対しても同様の決定が行われる制度となります。

報告資料アの表 1 ですが、一番左の件数が、市長及び教育委員会等の実施機関ごとに請求件数の集計をしております。平成27年度の請求件数の合計は155件となり、請求対象の公文書数の合計は2,355件となりました。請求に対する決定の内訳でございますが、全部公開の決定をした件数が1,371件、部分公開の決定が948件、非公開の決定が、個人情報等に該当することを理由にしたものが4件、不存在を理由にしたものが25件、請求後、請求者から取り下げがあったものが7件、各決定に対する不服申し立ては3件でした。

続きまして、2つ目の項目、個人情報保護制度につきましては、個人情報の開示請求に関する表でございます。個人情報の開示請求でございますが、市が保有しております情報が対象になり、請求者が本人の個人情報を開示してほしいという請求に基づきまして、一定の制限をもとに情報を開示する制度でございます。条例の規定に基づき、請求者は本人だけという制限があることが、個人情報の開示請求の特徴であります。

表 2 ですが、一番左の件数が市長及び教育委員会の実施機関ごとの請求件数の集計であります。平成27年度の請求件数の合計は126件、請求対象の公文書数が410件となりました。請求に対する決定の内訳でございますが、開示決定が275件、部分開示が84件、不開示の決定が、本人以外の情報等に該当することを理由にしたものが3件、不存在を理由にしたものが41件、請求後、請求者から取り下げがあったものが1件。開示した結果、市が保有する個人情報に対し訂正を求める訂正請求が6件、各決定に対する不服申し立ては1件でした。

次に、表 3、個人情報を取り扱う事務の件数です。本日、報告事項エで詳細を御説明いたしますが、保護ファイルというものがございまして、その保護ファイルの件数が平成27年度は合計で1,472件となりました。

以上が両制度の実施及び運用の状況でございます。また、これらの過去の状況が、1枚おめくりいただきまして、資料の2枚目以降にございます。資料をおめくりください。タイトルが「情報公開制度の運用状況」と書かれた資料になります。情報公開制度の過去3年間の年度別の状況です。平成25年度からの状況でございます。各表の左下に請求件数の合計を記載しております。平成25年度が262件、平成26年度が207件、平成27年度が155件でございます。よって、3年間の経過は100件程度減っており、減少傾向にある状況です。

もう1枚、資料をおめくりください。タイトルが「個人情報保護制度の運用状況」と書

かれた資料です。個人情報保護制度の過去３年間の年度別の状況は、平成25年度が97件、平成26年度が108件、平成27年度が126件となります。情報公開請求に比べ、総件数は多くありませんが、請求は年々増加傾向にあります。個人情報の開示請求につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、請求人である本人だけが開示請求できるといった一定の制限がある制度でございます。

なお、この運用状況につきましては、市が発行する広報紙、広報「はちおうじ」の今年の7月15日号に掲載し、広く市民の方にお知らせをしております。

事務局からは以上となります。

【橋本会長】 ありがとうございました。

ただいま御報告をお願いいたしました、これにつきまして何か御質問はございますか。

【水野副会長】 訂正請求というのは、誰から誰にどういうことをするのを訂正請求と言っているのですか。

【高山主査】 個人情報保護条例に基づきます制度になりますが、個人情報の開示請求を行い、市から当該開示請求の決定を受けた方が、開示されたものに記載されている御本人の個人情報について、間違っている情報があった場合、個人情報の訂正を求めることができる制度が、訂正請求でございます。

【水野副会長】 分かりました。それからもう一点、不服申立てが何件か。本年もそんなに多くはないですけれども、これは全て不服を却下するといえますか、棄却しているのですか。

【高山主査】 訂正請求につきまして、一部、請求を認めて訂正をするといったこともしております。しかし、結果的には実施機関が行った決定が正しかったという答申、決定になっております。

【水野副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 ほかは、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。今の質問に関する続きですけれども、行政不服審査の関係で、その中には行政訴訟も場合によってはあると思うのです。行政訴訟は、統計は載っていないですが、そういう統計はとっていらっしゃるのか、あるいはとっていれば、どれくらいの件数があるのか、分かる範囲で教えていただけますか。

【高山主査】 公開請求及び個人情報の開示請求から訴訟に発展するといったケースは最近ではございません。ですから、特に統計といったものはとっておりませんが、そうい

ったケースがあれば、審議会への御報告、または、参考の例をお示しするなどができると考えます。現在のところ、公開請求及び開示請求の決定が訴訟になっているというものはございません。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【水野副会長】 不開示の中の不存在ですが、これは存在しているか存在していないかも開示できないというものも含まれているのでしょうか。

【高山主査】 存在するしないをお答えできませんという決定に関しましては、本日の報告事項オで御説明させていただきます。存否応答拒否と言われるものになりますが、この資料での不存在というものにつきましては、市が文書を収受していなかったり、公文書を作成していなかったり、不存在としては、該当する文書はありませんという決定になります。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。全部開示と部分開示ということについてですけれども、情報公開請求したのだけれどもと御相談を受けたときに、黒塗りで真っ黒というようなものがあったりするのですが、請求した文書がとにかく黒塗りであっても全部出てきていれば全部開示で、その中の一部ということが部分開示という言い方なのですか。

【高山主査】 全部開示、全部公開というものは、委員のお話にありました黒塗りが一切ないものです。黒塗りで、内容がほぼ分からなくなってしまうものにつきましては非公開、若しくは不開示という決定になります。一部というのは、一部黒塗りになっている部分があって、一方は開示及び公開しているような状態のものを一部開示、一部公開と言っております。

【〇〇委員】 分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

それでは、報告事項アにつきましては、このような形で報告を承ったということで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

報告事項イの、「委託業務に係る個人情報の提供状況について」は、八王子市情報公開条例第8条第6号のイにより非公開

それでは、これについて、特にほかに御意見がないようでしたら、次の案件に進みたいと思います。

【山本課長】 総務課長ですけれども、別の案件がありますので、途中で申し訳ないのですが、ここで退席させていただきます。

〔総務課長退席〕

【橋本会長】 引き続きまして、報告事項ウに移りたいと思います。「答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について」の報告をお願いいたします。

【西本主事】 報告事項ウ「答申の付記条件に対する実施機関の履行状況について」、報告いたします。

本件は、実施機関が行う個人情報の外部提供若しくはオンライン結合などの諮問につきまして、本審議会で御審議をいただいておりますが、これらの答申におきまして、条件が付記されたものがございます。この付記条件につきまして、実施機関の履行状況を把握し、事務局でまとめたものでございます。

例えば外部提供においてオンライン結合する際、実施機関だけでなく、提供先に対しましても個人情報の適正管理、秘密保持及び不要となった個人情報の廃棄など、個人情報の適正な管理、取扱いについて条件が付記されております。これらの答申の中には、提供先に対し、履行状況を適時報告させ、市の確認を受ける必要があるとされた付記条件がございます。

以前、審議会の御議論の中で、こういった付記条件について、市は確認及び報告を受けているのかという御意見をいただきました。御意見を参考に、事務局では実施機関に対しまして照会を行い、結果について審議会に報告することとしております。

それでは、報告資料ウを御覧ください。

これまでの答申で条件が付記されたものは19件ございます。平成27年度の履行状況につきまして、事務局がまとめたものを報告いたします。全ての案件におきまして、実施機関が提供先との事務連絡等を行う際、提供先に対しまして適正な取扱いについて履行状況の確認を行い、適正な履行状況であった旨の報告を受けております。また、実施機関はこの履行状況につきまして、提供先から報告書を受領しております。

平成24年度から、本審議会におかれまして新たな答申で付記条件の伴う案件はございませんでした。対象となる案件は平成24～26年度分で報告をいたしました19件と同様でござ

いまして、履行状況も問題がないため、報告は以上といたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

御説明をいただきましたけれども、資料等を御覧いただきながら、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 実施の時期と具体的な調査の方法だけ教えてください。

【高山主査】 実施の時期というのは履行調査のということでよろしいですか。

【〇〇委員】 はい、調査について。

【高山主査】 実施機関である各所管課が、年度末に提供先に調査をいたしまして、結果について報告を総務課にさせております。

【〇〇委員】 報告書の受領ということで、基本的には報告書を出していただくことになっているのですね。

【高山主査】 はい。各所管で報告書を受けています。毎年の繰り返しになりますので、総務課において、年度末に調査をなさいという通知をいたしまして、新年度に、どういう状況であったかを確認し、審議会に報告をさせていただいています。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【橋本会長】 ほかは、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 大体、公的機関が提供先となっているので、そういう意味では大きな問題はないと思うのですが、教えていただきたいのは9番です。ここだけは業者ですね。

【高山主査】 はい。

【〇〇委員】 業者から受ける報告書には、どういうことが記載されているのか。もし分かったら教えていただきたいのですけれども。公的機関からのものは大体予想ができるのですが、受託した業者というのはどのくらいの大きさの業者なのか、何件あるのか、どういう状況なのかを教えていただきたいと思います。

【高山主査】 報告書の写しがこちらにあります。会社の社判を押した報告書でありまして、業務履行報告書という項目でシステムの運用、保守・維持管理、稼働の状況、集計等を一覧してありまして、それぞれの項目で確認をした、作業をした、完了をしたという内容で、報告書を受けているようです。

【〇〇委員】 そういうことですか。ちなみにこれは、アレルギーの生徒さんとかに関する情報を出しているということなのですかね。これがどういうものなのだろうかと思い

まして。

【高山主査】 本市の場合、本システムを利用する学校給食は中学校が該当しますが、給食を希望するかしらないかというような登録システムになります。

【〇〇委員】 給食そのものをという意味なのですね。

【高山主査】 はい。給食も配給といいますか、業者がお弁当のようなものを作って、中学校に配達する関係で、あらかじめ保護者の方から申請、予約を受けるといったシステムになります。申請に係る個人情報を本システムによりオンラインで取り扱うということで、御審議をいただきました。

【〇〇委員】 とてもよく分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

もし、ほかにないようでしたら、以上のような御報告を承ったということで進めさせていただきますと思います。

それでは、報告事項エ「個人情報を取り扱う事務の届け出について」の御報告を事務局の方から願いたします。

【西本主事】 それでは、報告事項エ「個人情報を取り扱う事務の届け出について」を報告いたします。

個人情報保護条例第8条第1項に基づき、個人情報を取り扱う事務についての届出がありましたので、同条第4項に基づき、審議会に報告させていただくものです。

個人情報を取り扱う事務の届出は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始・変更又は廃止するに当たり、報告資料エの最後に添付しました八王子市個人情報保護ファイルを作成し、市長に届出を行うものです。

報告資料エを御覧ください。前回の審議会で本報告の進め方として、全ての保護ファイルを読み上げる必要があるかとの御意見をいただいております。このため、本会資料として個人情報取扱事務届出書の概要を御用意いたしました。

概要には、事務の名称、内容、所管部課名等を記載しております。進め方の整理といたしましては、保護ファイルの丸のつけ方や記載すべき事項の漏れなどは、事務局において適正に確認をいたしまして、概要を審議会に報告することでよいのでは、といったことを事前に会長と調整いたしました。

資料8 ページの下部に、届出の件数を記載しております。開始の届出が12件、変更の届出が14件、廃止の届出が13件、計39件の届出がございました。

また、変更及び廃止の届出のうち21件につきましては、組織改正に伴うものでございます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

前回までは資料として、別紙を添付していただいております。個人情報保護ファイルというものを一つひとつ精査して見ておりましたけれども、かなり定型的なものが多いということもございまして、前回の審議会で概括的に説明をいただくということでよろしいのではないかとということで、本日はそのような報告をいただいております。

これを見ていただきまして、何か疑問等、あるいは御質問がございましたら。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 橋本会長のお話ですと、報告の方法としては、今回だけこういう報告なのですか。それとも毎回、こういった報告になるのでしょうか。

【高山主査】 資料エの最後のページに、個人情報保護ファイルが規則で決めております。この様式自体を前回の審議会まで、全て御用意をいたしまして、1枚1枚、チェックをいただいていたのですが、チェックの体制というか方法が、個人情報保護ファイルの真ん中の欄の、個人情報の記録項目というところに丸が入ることになるのですが、以前、これがレ点チェックになっていたり、ほかの部分に記載漏れがあったりということがありまして、この部分を審議会の中で御指摘いただいてしておりました。ただ、ここの場ではあくまでも報告ということなので、記載のチェックについては事務局でしっかり確認をいたしまして、報告をさせていただきます。というような方法に改善した次第です。

ただ、その中でも、時間的な問題もありますので、個人情報保護ファイル1枚1枚を、全て報告を受ける必要がありますかというような御意見をいただきまして、今回、一覧のようなものにさせていただきました。

【〇〇委員】 私の疑問というのは、審議会としては、確かに報告事項かもしれないですけれども、事務内容を書かれても、事務の内容から何の情報を集めたのかを100%推測することは絶対にできないわけですよ。そうすると、報告する意味があるのは、やはり個人情報で何を集めているかということだけは必要だと考えます。チェックリストもいかなものかという気はするのですけれども、微妙に当てはまらないこともありますよね。ですから、やはり個人情報の内容は普通、書かないといけないと思うのです。それで初めて、この部署にはどういうものが集められているのかということが分かるわけですよ。だか

ら、実施機関の事務はこれですと言われても、そこが適正な範囲で個人情報を集めているかどうかはわからないので、情報内容を省くというのは、報告としてはいけないのではないかと感じるのですが、どうですかね。

【高山主査】 御指摘のとおりだと思います。なるべく簡素化というような御意見をいただきましたので、思いついたままに作成してしまいました。届出のあった事務が、どういう事務なのだろうかという御質問をよくいただきますので、届出の概要というものを、こういった形にさせていただいたのですが、次回の審議会では、保護ファイルも、検討いたしまして、どういう個人情報の収集があったかの届出がされているのかということも一緒に見られるような資料を作成したいと考えます。

【〇〇委員】 でも、どうなのですか。チェックリストというのは、便利なようですけども、チェックリストの方式というのは。

【高山主査】 保護ファイルのお話でしょうか。

【〇〇委員】 はい、保護ファイルで当てはまらない事項というのは、本当にはないですか。結局、審議会は、具体的に何の情報が集められているのかということを確認すべきだと思うのです。これは私の個人的な意見ですが、少なくとも私が関わっている市などではリスト化はしていません。やはり集めている情報を、例えば住所なのか業務歴なのかとか、それを必ず記載してもらっているのです。ですから、むしろ事務の内容よりも、何を集めているか。それとのリンクを見るので事務の内容も大事ですが、そこがしっかり見えないといけないと感じますが。

【高山主査】 保護ファイルの個人情報の記録の項目というのが一つひとつ規則で定められております。

【〇〇委員】 これ以外は絶対に集められないのですか。

【高山主査】 保護ファイルの中で当てはまらないものについては、一番右のその他の欄に記載をし、確認ができるようなことになっております。

【〇〇委員】 そうか、その他か。なるほど。

【高山主査】 その他の部分に記載がある所管もございしますので、審議会の中ではどういった内容なのだろうかというような御質問もいただくことがあります。

【〇〇委員】 なるほど。分かりました。

【橋本会長】 今回、39件の届出というものを保護ファイルに従って一つひとつ精査をして見ていくと。例えばこの組織はこの目的で心身の状況の、障害という情報を集めたの

だというのを、保護ファイルに従って見えるようにしていただけたのですが、かなり煩雑でしたので、我々の意見で、ここは簡素化した方がいいのではないかという意見があったものです。事務局ではそこを配慮していただいて、こういう方法にしたという経緯があるのです。

【〇〇委員】 なるほど。もしもそういうことであれば、ですけども、普通に考えて、例えば一覧にするときに、総務課受付日とかは、正直、我々には余り関係ないですよ。そういったものをカットしていったら、集めている情報をここに記録すればいいだけなので、枚数がふえるということはないと思うのです。保護ファイル自体を全部付けていたら、確かに30枚ぐらいになるので大変だと思うのですが、対象となった、集めている個人情報を記載するだけですから、全然大変ではないと思うのです。

【高山主査】 では、報告資料について、もう一度工夫させていただきます。

【〇〇委員】 そうですね。ただ、結局、この審議会で、例えばそれが電算なのかオンライン結合かとか、そこもそんなに重要ではないですよ。何を集めたかということが、やはり重要なので、それを表の中に一覧で明示できると思うのです。

【高山主査】 個人情報の記録の項目という部分が、より分かるような一覧にということとでよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 そこだけ1行入ればいいだけですので、そんなに大変ではないような気がするのです。

【高山主査】 はい、ありがとうございます。

【橋本会長】 ありがとうございます。

前回からの審議会の御経験の委員の方、いかがでしょうか。これは前回までの、非常に詳細な報告から。

【〇〇委員】 一括で提出された報告資料を、ここで一生懸命に見ていたのですが、それはそれで大変ですよ。ですから、〇〇委員がおっしゃったような、個人情報の記録項目が一覧的に見られれば、それが一番いいかなと思います。

【〇〇委員】 そうですね。ここに1行入ればいいだけですので。

【橋本会長】 表のつくり方を少し変えていただいて、何の個人情報を集めたのかが見える方がいいのかもしれないですね。工夫の余地はありますよね。

【高山主査】 はい、そうさせていただきます。

【橋本会長】 今回は事務の名称、事務の概要というところで、目的と取り扱う事務の

対象者の範囲について御報告いただきましたが、なお、どういう情報を集めたのかということが見えると、いちいちチェックする必要も、あるいは何を集めたのか分からないというようなこともなく、もう少し見やすくなるのかなということも印象としては確かにあると思います。

御意見、いかがでしょうか。中身の問題などはよろしいでしょうか。

それでは、今後、個人情報の取扱いの届出につきましての報告の方法については、事務局で御考慮いただいて、少し工夫を図っていただくということで、取りまとめるということではよろしいでしょうかね。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、報告事項エにつきましては、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。

報告事項のオ、「公文書公開請求に対する存否応答拒否について」は、八王子市情報公開条例第8条第1号により非公開

【高山主査】 それでは、報告事項カ「個人情報保護法の改正に伴う行政機関個人情報保護法の改正動向について」でございます。

インデックスのカの資料を御覧ください。既に個人情報保護法が改正になって、様々な話が出ていることは御存じかと思いますが、まず、法体系について御説明をさせていただきます。資料の右下に番号があります。スライドの2を御覧ください。資料が少し見づらくて申し訳ないのですが、まず、正式には「個人情報の保護に関する法律」です。個人情報保護法は、個人情報の定義など、官民を通じた規定が第1章から第3章までございます。第4章は個人情報取扱事業者の義務等に関する規定がございまして、民間事業者に対する適用法となっております。

では、民間以外の個人情報の取扱いはどうのように規定されているのかということですが、三角形の右下に、正式な名称は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」ですが、行政機関個人情報保護法が位置づけられまして、国の行政機関の個人情報の保護措置

に関するものはこの法律が適用されます。また、八王子市など地方公共団体もこれと同列になりまして、各地方公共団体においてそれぞれ条例を制定し、個人情報の適正な取扱いを定めております。

これを踏まえまして、資料を1枚おめくりください。スライドの3を御覧ください。個人情報保護法が改正され、昨年5月に公布されました。本年の5月30日に一部施行することが決まっております。個人情報保護法の改正につきましては、最近、ビッグデータと言われるようなものを耳にされるようになったかと思われます。このビッグデータの中でも、特に利用価値が高いと期待されておりますパーソナルデータといった個人の行動、状態等に関するデータを利用する環境整備などのため、法改正が行われました。個人情報保護法の改正の内容は、個人情報の定義を明確化するなど、新たな規定が幾つか設けられております。

続いてスライドの4を御覧ください。行政機関個人情報保護法ですが、国の行政機関に適用される法律が先ほどの個人情報保護法の改正に伴いまして改正されました。施行日については未定でございますが、個人情報保護法の同日施行となる予定と、国からは説明を受けております。

それでは、スライドの4に戻ります。行政機関個人情報保護法の改正の内容ですが、大きく3つの改正が行われます。

内容についてですが、スライドの5を御覧ください。ポイント①、個人識別法の定義の明文化です。先ほど御説明いたしましたビッグデータ及びパーソナルデータの利活用の関係から、個人情報により明確に規定し直されております。個人情報の範囲が変更されるわけではないのですが、指紋データや免許証の番号など、今までも個人情報の一部として取り扱われてきましたものを、個人情報であると明確に規定されるものでございます。

続いてスライドの6、ポイント②、要配慮個人情報の規定です。要配慮個人情報といった文言が規定されまして、内容は従前から規定のありました、本人の同意を得ない限り、原則、収集を禁止していた個人情報に、犯罪により被害を受けた事実というものが追加され、要配慮個人情報として文言が規定されたものになります。

資料を1枚おめくりいただきまして、次のスライド、7でございます。ポイント③、行政機関非識別加工情報の規定です。これがビッグデータ及びパーソナルデータを利活用する際の、国の行政機関版というところの規定ですが、非識別加工情報とは、ある個人の個人情報を加工して得られます、個人情報ではなくなった情報、作成した情報を再び個人情

報に戻すことができないものと規定されました。

次のスライドです。この非識別加工情報をどのように利用するかということになります。まず、民間事業者から国の行政機関は利活用のための提案を受けます。必要な審査をいたしまして、提供することが可能と判断された場合、契約の締結により、非識別加工情報を作成の上、民間事業者に提供するといった仕組みになります。

具体的には、NHKで「震災ビッグデータ」という番組が放映されたようですが、例えば携帯電話の位置情報を利用して、震災のときの人々の動きを分析し、今後の防災の観点に役立てる情報というような例が挙げられていました。しかし、有益である反面、この位置情報が利用されることについて、人によっては知らないうちに自分の位置情報を利用され、プライバシー権が侵害されとお考えになられる方もおられるかもしれません。このようなことから、仕組みの導入に当たっては、慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

また、スライドの9の、本市としての対応でございます。ポイント③、非識別加工情報について、東京都及び近隣市と情報共有を図りつつ、本市における非識別加工情報の仕組みの導入について検討を図ってまいります。方針の決定後、条例改正の可能性があり、パブリックコメント又は審議会への諮問が必要になるかと考えております。その際には、委員の皆様の御協力が必要になりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ポイント①、②につきましては、非識別加工情報の仕組みの導入がない限り、改正の必要はないと考えております。これは、個人情報範囲が変わらないということや、要配慮個人情報につきましては、現在の条例で、運用において犯罪被害の情報等の情報も含めることが可能であると考えているからでございます。ですが、非識別加工情報の仕組みを導入する場合は、あわせて条例の改正を行う必要があるとも考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

最後にスライド10、東京都及び市町村の動向ですが、ポイント①、②については、国に合わせ、何らかの条例改正を行う自治体もあるようです。また、ポイント③につきましては、東京都、近隣市ともに検討中ということでございました。

非識別加工情報の導入につきましては、広域的に行われることが望ましいという意見があり、また、東京都は国から制度の導入に対する協力を強く求められているというような報告も承っておりますので、いずれにしても、今後、各自治体と連携しつつ検討を図ってまいりますので、早ければ次回の6月に開催予定となります審議会におきまして、何

らかのお話をする事になるかと考えております。その際は、御審議等についてよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

御質問等がございましたら。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。今回の改正に伴う、非識別加工情報の件ですけれども、市として、具体的に何かそういったものに関して関心やアイデアというものは持っていられるのでしょうか。

【高山主査】 どちらかという市が発信するというよりも、民間業者から提案を受けて、市としては審査をし、判断をしていくというものになると思います。現在、想定されているのが、医療系の情報です。市には国民健康保険などの情報がございますので、そういった情報や、特定健診などの情報が恐らく希望されるのではないかなというような推測がございします。

今後の方針ということにつきましては、導入する、しないということが決まっていない状況でございしますので、慎重に検討を重ねて、制度の導入について検討を進めていきたいと考えております。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 今のことと関連してありますが、市側が持っている情報を出すことを想定していますよね。使う方は別に問題ないですよ。ということは、出す方ですよ。だとすると、具体的によく分からなかったのですけれども、特定健診の情報を欲しいという業者があらわれ得るということですか。

【高山主査】 はい。

【〇〇委員】 具体的にどういう使い方をするのですか。

【高山主査】 八王子市を含めます、近隣自治体も含めての話になると思うのですが、現在のどういった病気が流行っている状況か、どういう病気の年齢的な推移はどうであるかとか、申し訳ありませんが、具体的にどう使われるのかというのは、分かりかねますが、推測されているのは、民間事業者は医療系のデータというものを要望しているというような話を聞いております。

【〇〇委員】 加工するのは市ですよ。

【高山主査】 はい。

【〇〇委員】 そんなコストをかけるのか。これは相当大変ですよ。

【高山主査】 はい。国の仕組みにですが、加工をするときに委託業務にかかる費用が発生する場合は、提案事業者からその費用を請求するという案が出ております。ですから、どちらかというと、市がこういうデータを持っていますというようなデータ項目を示す、提供するのですが、これを作成するのにコストがかかるのではないかと懸念しております。

【〇〇委員】 委託先を評価しないで、また出すと、ものすごいことになってしまいますよね。そういうことですよ。

【橋本会長】 先ほどの議論がそこに生きてくるわけですね。なるほど。

【〇〇委員】 あと、些細なことで確認なのですが、6枚目のスライドで、要配慮個人情報の特徴と書いてありますが、この事項が追加され、要配慮個人情報として取扱いが規定されたというのですが、もともと規定はありましたか。

【高山主査】 要配慮個人情報という文言はここで初めて出てきたものです。

【〇〇委員】 そうですよ。もともとないですよ。だから、追加されてというのは正確ではない。

【高山主査】 失礼いたしました。文章が逆ですね。まず、要配慮個人情報というものが規定された。

【〇〇委員】 そうですよ。それで、従来は、人種とか信条とかそういったものに限るのだけれども、こういった事項も入れましたというだけの話ですよ。

【高山主査】 はい、そのとおりです。失礼いたしました。

【橋本会長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 先ほどの非識別加工情報の件ですが、この規定というのは、従来、統計情報を作って出すことは、市としても可能だった。統計というのは何々が何人とか、そういうものを統計と言いますが、非識別加工情報というのは、いわゆる個票、一人ひとりの、この人はこうでこうでという情報を、しかるべく薄めて、緩めて、丸めて出しているということだと思うのですが、従来、統計情報を出すというのはどういうやり方でやっていたかというのは分かりますか。

【高山主査】 どういうやり方と申しますと。

【〇〇委員】 まず、統計情報については従来も出しているのでしょうか。

【高山主査】 国の統計等、国勢調査等がありますので、そういったことで得られるデータにつきましては、オープンデータということで広く本市でも提供しております。

【〇〇委員】 今回のことは、例えばこういう統計情報が欲しいとか、業者さんから言ってきたときにできるかというところとパラレルのような気がするのです。それはどのようなのでしょうか。

【高山主査】 統計というのはあくまでも、お話がありましたように合計数値のようなもので、オープンデータ等といわれるものになると思います。ただ、これから始まります非識別加工情報については、それぞれ個人の1項目ずつのデータということになりますので、少し性格が違うと考えております。

【〇〇委員】 従来もオーダーメイドの統計は出していないということですか。

【高山主査】 出せるものについては対応しております。

【〇〇委員】 そうですか。それと今回の件も同様なのですが、ここまで非識別にすれば出していいよというのは、誰がどのように判断するのかということを教えてください。

【高山主査】 今後、仮に非識別加工情報の制度について本市が導入するということになりますと、その一定の基準というものを作成しなければいけないと考えております。その基準に基づいて作成できるデータなのかどうかということを、業者からの提案を受けて、審査をして、提供できるということであれば提供していくという仕組みになると考えております。

【〇〇委員】 その審査機関は、今後、条例で決めるということになるのですか。誰か決める人がいて、そこで決めないと大変ですよ。それは非常に責任のある決定ですよ。

【高山主査】 はい。審査についても、実は市の職員ではなく、第三者的な、本審議会のようなもので審査をすべきものだと考えております。

【〇〇委員】 まだ条例案ができていないわけではないと認識しておりますけれども、そういう中で、そこは非常に重要なので、しっかり検討していただきたいと思います。

【高山主査】 はい、ありがとうございます。

【橋本会長】 それでは、6月の審議会で具体的な方向性が出てくるかもしれないと。一応、議会としてはいつごろの上程を予定されているのでしょうか。

【高山主査】 本市が決めるべきことなので、明確にお答えせねばならないのですが、東京都がまだ決めかねているような状態です。都からは都の計画、方針というものを、本年の4月には出したいというような話を聞いておりますので、そういったところから計算しますと、早くて9月議会ということになると思います。

【橋本会長】 分かりました。

それでは、その際には、本日いただいたような御意見をできるだけ生かしていただくような条例改正ができればいいのかなと思います。この件につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、3のその他でございます。事務局から何かございましたらお願いいたします。

【高山主査】 その他の御報告をさせていただきます。資料として、意見書を御用意ください。平成24年10月31日付の資料ですので御確認願います。

まず、その他の報告事項ですが、個人情報の漏えい事故がありました。その報告をさせていただきます。意見書ですが、個人情報の紛失・漏えい等の事故が生じた場合、実施機関はみずからその是正のために必要な措置を講ずるとともに、審議会に報告をして個人情報保護制度の適正な運営に資するよう努めることが必要である。本審議会から、このような御意見をいただいております。

意見書に基づきまして、平成28年12月1日に福祉部生活福祉地区第一課で発生しました個人情報の漏えい事故について御報告をいたします。詳細な資料のようなものは、御用意しておりませんが、内容について御説明をいたします。

昨年9月に個人情報の開示請求がありまして、開示をした公文書に第三者の個人情報が記載されていたという事故になります。記載のあった情報ですが、氏名及び精神障害者保健福祉手帳の等級でございました。経緯といたしましては、既に情報を記録している生活保護開始記録というものがございまして、このフォーマットを再利用し、上書きをし、別ファイルとして使用していたという経緯がございます。今回のケースは、上書きの際に削除すべき情報が残ったまま、生活保護開始記録を保有していたものになります。さらに、この公文書を開示した際、第三者の個人情報が記載されていることを見落としまして、開示してしまったということです。

対象といたしましては、1人の個人情報で、これ以上の拡散や被害が増えるということはありません。また、記載されていた情報だけでは個人を特定することは難しいとも考えてはおります。なお、当事者に対しましては誠意をもって謝罪をさせていただき、当該文書の差しかえをお願いし、了承を得たところでございます。

今後の対策といたしましては、当然のことながら、フォーマットは空欄のものを使用する。これについては課内の全職員に周知を図りました。また、既存の記録についても全て点検を行いました。なお、開示請求等の事務処理につきましては、複数の職員で点検を行い、チェック欄を設け、確認を行うと、所管からは報告を受けております。個人情報の漏

えい事故については以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

何か御質問はございませんか。

【〇〇委員】 この漏えいした個人情報とは1人しか出ていない、それはよく分かりましたけれども、もともとの個人情報の束としては、マイナンバーが入っている対象のものなのか。要するに、特定個人情報の一部が漏れたのか、そうでないのか。そこについて教えてください。

【高山主査】 マイナンバーは記載されていないもので、あくまでもお名前と手帳の級数が載っていたということです。

【〇〇委員】 手帳はよく、全体の事務としてはマイナンバーが関わっているはずなので。

【高山主査】 手帳自体ということではなく、手帳に載っている等級数をエクセルに載せていたということです。

【〇〇委員】 なるほど、安心しました。マイナンバーに関係する情報が漏れると、今後、情報保護評価で事故があったとなってしまうので、その点がどうかということを確認させていただいた次第です。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【〇〇委員】 謝罪したというのですが、文書を出した相手方に謝罪したのですか。

【高山主査】 文書を出してしまった相手方です。開示請求者であり、当該文書を受け取った方にお話をしました。

【〇〇委員】 受け取った方ですね。その人が、これはおかしいですよと言ってきたのですか。

【高山主査】 受け取った方から御意見をいただきまして、対応させていただいたということです。

【〇〇委員】 とんでもない、というような感じだったのですか。

【高山主査】 そうですね、訴訟も辞さないというようなお話でした。

【〇〇委員】 何を訴えるのですか。

【高山主査】 実際に訴えるのは、個人情報が漏れた側の相手方になると思うのですが、この方は、市が適正管理をしていなかったということで御意見をいただいています。

【〇〇委員】 こういった事故が起こったときの対応手順というか、フローチャートの

なものとして、誰に報告して誰の判断を仰いで、対応の指示を受けてというのは決められているものなのですか。

【高山主査】 はい。まず、個人情報の漏えいかどうかということ判断する部署が情報管理課になります。今回のケースにつきましては、明らかに個人情報でございましたので、私どもの総務課に報告が上がります。総務部長を介した上で、副市長、必要があれば市長に報告をし、その後の対処を検討していくというような流れになります。

【〇〇委員】 では、基本的にはその対応方法にばらつきがないようにはなっているという形ですか。

【高山主査】 はい。

【〇〇委員】 文書を受けた人からすれば、間違えました、ごめんなさい、というだけですよね。大した話ではないですよ。個人情報を書かれた方が苦情を多少言うなら分かりますけれども、これ、間違っていますよと、それだけの話ですよ。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【〇〇委員】 何か、やはりおかしいですよ。神経質になり過ぎるのも、少しどうかという気はします。100%人為的なミスなのだから、何をやったって防げないですからね。何となく、これはおかしいなという感じがしますけれどもね。

【橋本会長】 そうですね、少し不思議な感じはする報告ではありますが。

意見書に基づきまして、漏えい事故に関する報告をいただいたということですが、これについて審議会としては何か応答する必要はあるのですか。こういうふうにしてくださいという意見書を出さなくても、報告として受けたということでもよろしいのでしょうか。

【高山主査】 はい。御報告ということですので。もしも御意見があれば、意見書を出すこともできます。

【橋本会長】 意見を付して実施機関の方にお返しするという必要がありますでしょうか。どうでしょうか。気をつけてくださいねと言うしかないのかなという気もいたしますが。その点につきましては、特によろしいでしょうか。

それでは、実施機関からの御報告を頂戴したということで、これについては終えるということで進めたいと思います。

本日用意してまいりました事項、案件は以上でございますが、もしもほかになれば、よろしいでしょうか。

【水野副会長】 先ほどの議題のエのところで、取扱事務届出書の概要。このあたりは前

回、なるべく簡易化しろということに賛成したような覚えがございます。ですが、一つ気になっていることがあるのです。エの最後の別紙の、個人情報保護ファイルの中で、オンライン結合というところがあるのですが、従来ですとオンライン結合という言葉でよろしかったかと思うのですが、最近、自治体はクラウドサービスを多く採用されるようになってきていますので、今後このオンライン結合という言葉だけであらわせないような委託が出てくるのではないかと思いますか、ファイルそのものが外へ出てしまう。どこにあるかわからないところまで行く可能性もありますので、そのようなクラウドに関する何らかのチェック機能はあってもいいかなという気がいたします。

昨年の12月にクラウドセキュリティのJIS基準が発行されましたので、多少そういうものも参考になるのではないかと思いますので、何かそういうような手だてをされてはどうかと思っています。オンライン結合では言いあらわせない分野が出てきたと。以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

オンラインという言葉の意味として対応できないものがもう出てきているのではないかと。ということだと思いますけれども、何か、事務局からそれについてのお答えなどはございますか。

【高山主査】 クラウドサービスにつきましては、市も対応すべき課題として、個人情報載るということであれば、総務課も、情報管理課というITを取り扱う部門と連携をしつつ、審議会にも御意見を頂戴しながら、市としての方針の検討を進めていければと思いますので、ぜひ、御意見がありましたら伺いたいと思います。

【橋本会長】 それは審議会の意見として、正式にお出しした方がよろしいですか。

【高山主査】 はい。諮問等をすべき事項だと考えております。

【橋本会長】 分かりました。それでは、次の機会にでも諮りまして、正式にそういう意見を述べるという手続で進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

【高山主査】 会長、もしもよろしければ、次回の日程についてお知らせをさせていただきたいと思います。

これまでの審議会の開催につきましては、直前に各委員の都合をお伺いしまして、日程調整を行っていましたが、事前にこういった席で日程を決めさせていただき、お知らせ

することで多くの委員の皆様にご出席いただけたと思いますので、事前に会長と相談をさせていただきました。

会長からも御了承をいただきましたので、日程のお知らせをいたします。次回は6月21日、水曜日、15時からの開催を予定させていただきます。もう既に御都合が悪い委員の方がいらっしゃいましたら、申し訳ありませんが、この日程で進めさせていただきます。また近くになりましたらお知らせいたしますので、6月21日の御予定を確保していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 日程を決めるのが最大の難問でございまして、こういった形であらかじめフィックスさせていただきましたので、このように進めさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間ありがとうございました。

これで終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

第120回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録は上記のとおりであり、事実と相違ないことを認めます。

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会

竹 原 佳津枝

-